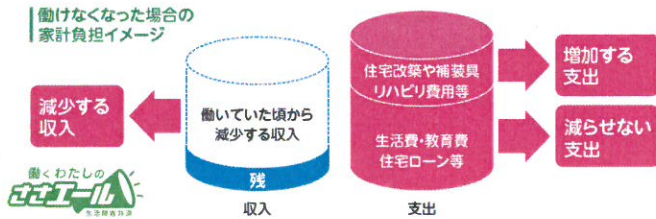


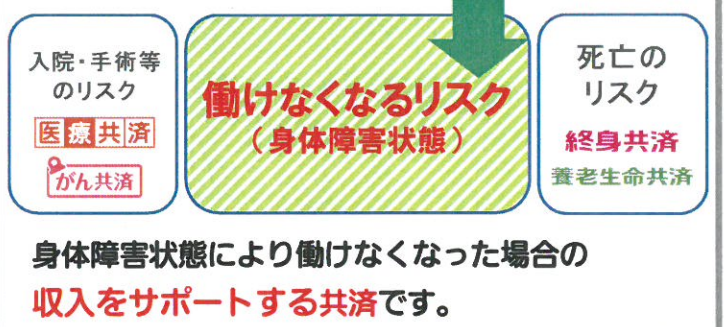
J A共済に**新登場!** 働けなくなるリスクへの備えに 収入サポート保障 **オセエール** 働くわたしの 生活障害共済

働けなくなるリスクって?

病気・ケガを問わず障害を負って働けなくなった場合、
収入の減少と支出の増加という2つの問題が発生します。



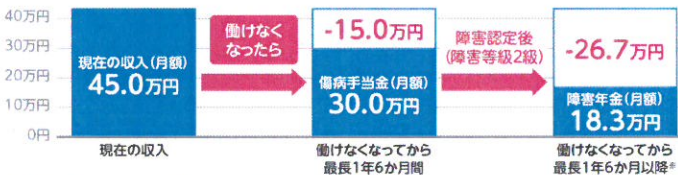
リスクと保障提供イメージ



会社員の場合の収入減少例

収入月額 45 万円で、
配偶者と2人の子どもがいる場合

年間で最大約**320万円**(-26.7万円×12か月)の**収入減**になります



* 初診日から1年6か月経過または治った(症状が固定した)日
【出典】現在の収入：総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(平成29年3月分)

働けなくなるケースの例

- ケース① 心疾患が原因で心臓ペースメーカーの装着が必要になり、生活活動が著しく制限されることに
- ケース② 糖尿病性腎症により人工透析を受け続けることに
- ケース③ スノーボードで転倒し、下肢を負傷。機能に著しい障害を負うことに

【ご契約例】一時金型・加入年齢35歳・払込終了年齢65歳・男性・共済金額500万円・口座振替扱い



生活障害共済は、病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。また、公的な制度に連動したわかりやすい保障です。

身体障害者福祉法の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき1～4級の身体障害者手帳が交付されたとき

生活障害共済金として **500万円**

35歳

65歳

※ 継続的な収入減少への備えとして適した定期年金型もラインナップしています。
※ この共済には、死亡時における保障はありません。※ 生活障害共済をお支払いした場合にはご契約は消滅します。

ご契約例の場合、

年払共済掛金 **18,534円**

でご加入いただけます!

J Aのライフアドバイザーが詳しくご説明いたします。お気軽にお問い合わせください。



【18019990057】

当資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。